

クロスアポイントメント制度に関する規程

平成28年4月1日

28（規程）第60号

最終改正 令和6年10月24日

令06（規程）第88

号

（目的）

第1条 この規程は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）（以下「法」という。）の趣旨に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）における研究成果の最大化に資するため、主に研究業務に従事する職員が、国立大学法人、国立研究開発法人その他の機関（以下「他機関」という。）の職員としての身分を有し、又は他機関の職員が機構の職員としての身分を有し、機構及び他機関の業務を併せて行うこと（兼業によるものを除く。以下「クロスアポイントメント制度」という。）について、その取扱い等を定めることを目的とする。

（クロスアポイントメント適用職員）

第2条 機構は、協定書に基づき、他機関の職員を定年制職員就業規程（28（規程）第6号）又は任期制常勤職員就業規程（28（規程）第7号。以下「就業規程」という。）の適用を受ける職員として雇用し、クロスアポイントメント適用職員と認定する。

2 機構は、協定書に基づき、就業規程の適用を受ける職員をクロスアポイントメント適用職員と認定し、他機関に在籍出向させる。

（制度適用期間中の労働時間、給与等の取扱い）

第3条 クロスアポイントメント適用職員の所定労働時間は、就業規程等の関係規定にかかわらず、協定書により決定することができる。

2 クロスアポイントメント適用職員の給与については、就業規程等の関係規定にかかわらず、エフォートに応じた混合給与支給に関して協定書により決定することができる。

3 前項までの規定に定めるもののほか、クロスアポイントメント適用職員については、就業規程等の定めにかかわらず、協定書に基づき、就業の特例を定めることができる。

（実施期間等）

第3条の2 第2条第1項に基づき雇用するクロスアポイントメント適用職員（以下、本条において「クロスアポイントメント受入職員」という。）の当初受入期間は2年以内とする。ただし、協定書で定める協定期間若しくはクロスアポイントメント実施期間（以下、

本条において「協定期間等」という。)又はクロスアポイントメント受入職員が当該受入職員の所属する他機関と締結している雇用契約書に定める雇用期間(以下、本条において「他機関雇用契約期間」という。)を超えることはできない。

- 2 クロスアポイントメント受入職員の受入期間は、1会計年度以内の期間を定めて更新することができるものとし、更新を含めて、当初受入日から5年を上限とする(機構が法の趣旨に基づき特に認める対象職種にあっては、例外として10年を上限とする)。ただし、協定期間等又は他機関雇用契約期間を超えることはできない。
- 3 前項においてクロスアポイントメント受入職員の受入期間を更新する場合には、機構は、必要に応じて、受入期間の更新の可否を判断するための審査を行うことができるものとし、審査に必要な事項は人事部長が別に定める。
- 4 クロスアポイントメント受入職員の受入期間は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、65歳に達した日以後における最初の3月31日を超えることはできない。ただし、業務運営の事情等により機構が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- 5 クロスアポイントメント受入職員の受入期間については、任期付職員規程(28(規程)第57号)第4条の規定は適用しない。
- 6 第2条第2項に基づきクロスアポイントメント制度により他機関に在籍出向させる機構の職員(以下、本条において「クロスアポイントメント出向職員」という。)の当初出向期間は、2年以内とする。ただし、協定期間等又は出向職員が機構と締結している雇用契約書に定める雇用期間(以下、本条において「機構雇用契約期間」という。)を超えることはできない。
- 7 クロスアポイントメント出向職員の出向期間を更新する場合は、1会計年度以内の期間を定めて行うものとし、更新を含めて、当初出向日から5年を上限とする(機構が法の趣旨に基づき特に認める対象職種にあっては、例外として10年を上限とする)。なお、協定期間等又は機構雇用契約期間を超えることはできない。
- 8 クロスアポイントメント出向職員の出向期間は、第6項及び前項の定めにかかわらず、就業規程に定める定年に達した日以後における最初の3月31日を超えることはできない。ただし、業務運営の事情等により機構が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(職務)

第4条 クロスアポイントメント適用職員には、原則として研究部等における研究及び管理運営等に関し、役職・職責に応じて他の常勤職員と同等の権限を有するとともに、同等の業務が課されるものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月24日 令06人（規程）第88号）

この規程は、令和6年10月24日から施行する。